乗務員募集のお知らせ



全国的にバスの運転手不足が問題となっています。本町においても例外ではなく、このままでは地域の公共 交通が維持できない状況になる可能性があります。

皆さまの力が、地域の力になります。ご応募お待ちしています。

有限責任事業組合 山都交通

応募条件等

【年齢】

・制限なし

【必要な資格等】

- ·大型自動車第二種免許(歓迎)
- ·大型白動車免許(必須) ※いずれかの免許で可

問合 有限責任事業組合 山都交通

2 72-3880

勤務条件等

【就業時間】

・6:00~19:30 (うち7時間)

【給与等】

- · 日給 5,200 円~ 8,000 円
- ・その他各種手当あり ・社会保険完備
- ・日曜祝日は休日、有給休暇あり

熊本バス株式会社

応募条件等

【年齢】

制限なし

【必要な資格等】

- · 大型自動車第二種免許
- ※大型二種免許をお持ちでない方は、養成制度を 利用し、収入を得ながら免許を取得いただけま す。免許取得に係る費用は、熊本バスが貸与し ます。(入社後3年経過時に返済を免除)

勤務条件等

【就業時間】

・5:30~24:24 (うち7時間)

【給与等】

- ・総支給額 188,000円~320,000円
- · 社会保険完備
- ・有給休暇あり
- ※会社見学も行っています。 まずは、お問い合わせください。

問合 熊本バス㈱ 総務課

☎ 096-370-8181 Mail soumu@kuma-bus.co.jp

事業者にも「合理的配慮の提供」が義務化されました



令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障がいのある人への「合 理的配慮の提供」が義務化されました。※個人事業主やボランティア活動をする団体なども含みます。

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指して、「不 当な差別的取扱いの禁止|「合理的配慮の提供」を掲げています。

合理的配慮の提供とは?

行政機関などや事業者が事務・事業を行う際に、障がいのある人から社会の中のバリアを取り除くた めに何らかの対応を求められた時、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

社会的バリアを取り除くための申出



建設的対話

申出への対応が難しい場合でも、障がいのある人と事業者などが話し合って、目的 に応じて代わりの手段を見つけていくことができます。

【対応の例】筆談、読み上げ、代筆、介助、席の配慮(など)





合理的配慮の提供

県の出前講座もご活用ください

「障害者差別解消法」の概要や、どんなことが差別にあたるのか、などわかりやすくご説明します。 電話:096-333-2236 または096-333-2244 (県障がい者支援課内)

※熊本県HPもご確認ください。「熊本県 障害者差別解消法 で検索または右の2次元 コードをご利用ください。



問合 福祉課 ☎72-1229